

屋外広告物の安全対策の強化について【概要】

1 管理義務の明確化

屋外広告物等の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者に対して、これらに関する補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持することが義務付けられました。

「所有者」・・・広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者

→ 掲出物件が設置されたビルのオーナー、野立看板のオーナー など

「占有者」・・・広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用便益している者

→ 掲出物件を賃借し、広告物を表示している広告代理店や民間業者 など

2 管理者による安全点検の義務化

(1) 管理者の設置

広告物の表示者又は掲出物件の設置者は、**広告物若しくは掲出物件自体の高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるもの**について、管理者を設置することが必要になりました。

※直塗によるもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものは除く。

(2) 管理者の資格

管理者は、次のいずれかの資格を有する者に限られます。

○屋外広告士

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

○建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

○電気工事士

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

○電気主任技術者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第44項第1項第1号から第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者

○上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者

公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習の修了者

(3) 安全点検の実施

広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、(1)の管理者の設置が必要な広告物について、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化状況等を**管理者に点検させることが必要**です。

点検は、広告物等の**設置日から5年を経過した時点に行い、それ以降は3年ごと**に実施する必要があります。

3 点検結果報告の義務化

管理者の設置が必要な広告物（＝点検が必要な広告物）の継続許可を受けるには、許可期間の更新申請時に添付書類として「**屋外広告物安全点検報告書**」を提出することが必要になります。

点検報告書の提出は、点検実施時期と同様に、設置から5年経過後（6年目）の許可更新時からとし、それ以降は3年ごとに必要です。

4 施行日（改正内容が適用される日）

令和元年10月1日

《管理者による安全点検の対象となる広告物の例》

